

様  
(登録番号: )

習志野市長 宮 本 泰 介

会計年度任用職員の選考結果について(通知)

あなたは、先に実施した会計年度任用職員の書類及び面接選考の結果、採用となりましたので通知いたします。

勤務開始日は令和 年 月を予定しており、勤務条件は下記のとおりです。つきましては、採用に係る提出書類等を送付いたしますので、下記の所属へご提出下さい。

記

|               |                         |              |  |      |  |
|---------------|-------------------------|--------------|--|------|--|
| 整理番号          |                         |              |  |      |  |
| 所 属           |                         |              |  |      |  |
| 勤務場所          |                         |              |  |      |  |
| 業務内容          |                         |              |  |      |  |
| 職務の態様         |                         |              |  |      |  |
| 任用期間          |                         | 新規年休<br>付与日数 |  |      |  |
| 休暇、<br>勤務しない日 |                         | 社会保険         |  | 雇用保険 |  |
| 備 考           | 時間外勤務の可能性:<br>休日勤務の可能性: |              |  |      |  |

※賃金は募集職種一覧の該当職種の範囲で、本市での同一職の勤務実績や一部の資格での職歴などの条件により加算される場合があります。本通知後にご提出いただく証明書類に基づき、算定後に辞令にて提示いたします。

※社会保険、雇用保険の加入は、勤務時間数や収入状況により変更となる場合があります。

※年休付与日数には、直前の会計年度以内の任用期間の末日における年次有給休暇の残日数(前年度付与日数上限)がある場合に加算します。(付与日数+残日数の上限は40日)

## 任用条件通知

|              |   |
|--------------|---|
| 任用根拠         | 1号会計年度任用職員(短時間勤務) 地方公務員法(以下、「地公法」)第22条の2第1項第1号<br>2号会計年度任用職員(正規職員と同じ時間勤務) 地公法第22条の2第1項第2号   |
| 任用期間         | 1会計年度以内とし、会計年度は超えないものとする。<br>※1会計年度内で、同一の職の任用期間が延長される場合、任期の更新されることがある。  |
| 欠格条項         | 地公法第16条に定める欠格条項が適用になる。  |
| 条件付採用        | 地公法第22条の2第7項に基づき任用毎に1月の条件付採用とする。<br>※1カ月の勤務日数が15日に満たない場合は15日に達するまで。   |
| 再度の任用        | 選考等の能力実証を行った上で、再度任用する場合がある。その場合でも公募によらない再度の任用は行わない。<br>※再度の任用の回数に上限は無く、任用期間が通算して5年を超えたとしても、無期の任用への転換はされない。任用は1会計年度内であり、次年度の任用を約束することは無く公募となる。   |
| 人事評価         | 地公法第23条の2に基づき、人事評価を実施する。  |
| 勤務時間、<br>休暇等 | 習志野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び規則並びに習志野市会計年度任用職員事務取扱要領第7条～9条による。<br>時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務に対する割増率<br>(1)時間外勤務(勤務時間が1日あたり7時間45分、1週間当たり合計38時間45分に達するまでの間の勤務に対しては0%(午後10時から翌日午前5時迄は25%)<br>月60時間以内 25%～35%(午後10時から翌日午前5時迄は50%)<br>月60時間超 50%(午後10時から翌日午前5時迄は75%)<br>(2)休日勤務 35%(午後10時から翌日午前5時迄は60%)<br>(3)夜間勤務 25%<br>特別休暇(有給):公民権行使、官公署出頭、結婚、妊娠婦保健指導、妊娠中通勤緩和、忌引、感染症検査、風水害による交通遮断、住居滅失交通機関事故<br>※一定条件により夏季休暇の適用有<br>特別休暇(無給):骨髄移植、生理、産前産後、育児時間、子の看護、短期看護 |
| 育児休業等        | 習志野市育児休業等に関する条例第2条、7条～8条、12条による。  |
| 給与           | 給料、報酬は募集職種一覧に記載の範囲で条件に基づき適用される。<br>給与支給日:1号会計年度は月末締め翌月21日支給、2号会計年度:毎月21日支給<br>※一部の資格や職歴などの一定条件により職務加算される場合があるため、提出される証明書等を審査した上で適用する号級を決定し、辞令で通知する。<br>※給与の種類、給料や報酬及び期末手当の支給等に関する詳細は、習志野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例並びに習志野市会計年度任用職員の給与等に関する規則による。<br>期末手当は基準日(6月1日、12月1日)に在職し、6カ月以上の任期があり1週間当たりの所定勤務時間が15時間30分以上の職員に最大年2.5月分を支給する。  |
| 退職           | 任用期間が満了した場合には退職となる。※予め任期が明示されているため事前通知等は不要となる。<br>自己都合退職の手続きは原則退職の30日前に届け出ることが必要。<br>免職の事由及び手続<br>(1)分限免職 地公法第28条第1項に基づく。<br>※勤務実績が良くない場合、心身の故障のため職務の遂行に支障があり又はこれに堪えない場合、職に必要な適格性を欠く場合、職制の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じる場合に免職とすることができる。<br>(2)懲戒免職 地公法第29条第1項に基づく。<br>※職員と同様に戒告、減給、停職及び免職の処分をすることができる。  |
| 退職手当         | 正規職員と同様の勤務時間の者が6カ月を超える勤務をした場合に支給する。<br>※詳細は習志野市職員の退職手当に関する条例による。  |
| 服務           | 地公法第32条～38条に基づき、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業への従事等の制限の対象となる。<br>※営利企業へ従事する際は習志野市会計年度任用職員事務取扱要領第13条による。<br>※懲戒処分に該当する場合は、正規職員と同様に処分の対象となります。  |
| 公務災害         | 労働災害補償保険、地方公務員災害補償基金またはそれに準じた取扱いによる補償を任用する職により適用する。   |
| 安全及び衛生       | 健康診断、ストレスチェック等は1週間の勤務時間が正規職員の3/4以上であり、健康診断等実施期間中も雇用見込まれる場合対象となる。  |
| 休職           | 地公法第28条第2項に定めるところにより、(1)心身の故障のため、長期の休養を要する場合(2)刑事事件に関し起訴された場合に休職となる場合がある。   |